要求水準書（案）・実施方針等の改訂　新旧対照表

要求水準書（案）

<table>
<tr><th>新（令和８年10月14日改訂版）</th><th>旧（令和８年６月22日公表版）</th></tr>
<tr><td>表紙
船橋市下水道施設包括的民間委託

要求水準書（案）

令和８年６月
<u>【令和８年１０月改訂版】</u>

船橋市</td><td>表紙
船橋市下水道施設包括的民間委託<u>（仮称）</u>

要求水準書（案）

令和８年６月

船橋市</td></tr>
<tr><td>P4　第1.1　図表５　対象業務
<table>
<tr><th>対象施設</th><th>対象業務</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>高瀬下水処理場
宮本ポンプ場
高瀬幹線ゲート</td><td>運転操作・監視・管理</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>保守点検・調査</td><td>設備機器（機械、電気、計装、建築附帯等）、各棟（建築、土木）自家用電気工作物、各種法定点検、電気主任技術者等の法定資格者の配置</td></tr>
<tr><td></td><td>エネルギー管理及び温室効果ガス排出量管理</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>測定・試験・分析</td><td>水質、汚泥、ばい煙、放射性・有害物質等</td></tr>
<tr><td></td><td>環境対策</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>ユーティリティ調達</td><td>水道、ガス、燃料、薬品、消耗品等
※電気は除く</td></tr>
<tr><td></td><td>汚泥廃棄物運搬処分</td><td>運搬・処分業者との契約及び支払い業務は除く</td></tr>
<tr><td></td><td>緊急・災害対応</td><td>マンホールポンプ場の運転応援協力を含む</td></tr>
<tr><td></td><td>修繕（定期・緊急）</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>維持管理</td><td>植栽管理、除草、建物・処理水槽の清掃等、統括防火・防災管理者（上部運動広場（タカスポ）を含む）等の法定資格者の配置</td></tr>
<tr><td></td><td>更新計画案作成</td><td></td></tr>
</table></td><td>P4　第1.5　図表５　対象業務
<table>
<tr><th>対象施設</th><th>対象業務</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>高瀬下水処理場
宮本ポンプ場
高瀬幹線ゲート</td><td>運転操作・監視・監理</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>保守点検・調査</td><td>設備機器（機械、電気、計装、建築附帯等）、各棟（建築、土木）自家用電気工作物、各種法定点検、電気主任技術者等の法定資格者の配置</td></tr>
<tr><td></td><td>エネルギー管理及び温室効果ガス</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>測定・試験・分析</td><td>水質、汚泥、ばい煙、放射性・有害物質等</td></tr>
<tr><td></td><td>環境対策</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>ユーティリティ調達</td><td>水道料金、ガス料金、燃料、薬品、消耗品等
※電力は除く</td></tr>
<tr><td></td><td>汚泥廃棄物運搬処分</td><td>運搬・処分業者との契約及び支払い業務は除く</td></tr>
<tr><td></td><td>緊急・災害対応</td><td>マンホールポンプ場の運転応援協力を含む</td></tr>
<tr><td></td><td>修繕（定期・緊急・その他）</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>維持管理</td><td>植栽管理、除草、建物・処理水槽の清掃等、統括防火・防災管理者（上部運動広場（タカスポ）を含む）等の法定資格者の配置</td></tr>
<tr><td></td><td>更新計画案作成</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
</table>

新（令和 8 年 10 月 14 日改訂版）			旧（令和 8 年 6 月 22 日公表版）		
	詳細設計	提出資料については会計検査を想定して市が指定する積算基準に基づき積算を行い、数量計算書、工法検討に関する資料、その他市が指定する書類の提出を求めることを予定		詳細設計	提出資料については会計検査を想定して市が指定する積算基準に基づき積算を行い、数量計算書、工法検討に関する資料、その他市が指定する書類の提出を求めることを予定
	改築	現時点では高瀬下水処理場のみ		改築	高瀬下水処理場のみ
	工事監理	現時点では高瀬下水処理場のみ		工事監理	高瀬下水処理場のみ
	見学・ロケ撮影対応	高瀬下水処理場のみ		見学・ロケ撮影対応	高瀬下水処理場のみ
	台帳管理	既存の施設台帳システムへの入力		台帳管理	既存の施設台帳システムへの入力

P4　第 1.5 図表 5 内　対象業務

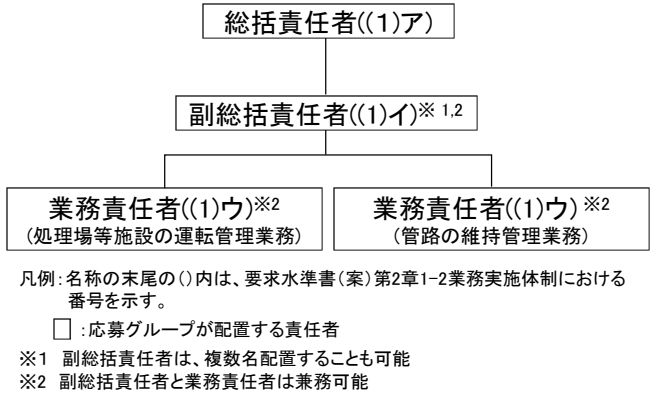
対象施設	対象業務	備考
管路施設（公下） 管路施設（排水管）	保守点検・調査	
	清掃	
	住民対応	問い合わせ対応は市が実施
	事故・**緊急**対応	
	修繕	
	汚泥、草等廃棄物運搬	
	台帳管理	台帳システムへの入力データの提出
	災害対応	
	更新計画案作成	
	詳細設計	提出資料については会計検査を想定して市が指定する積算基準に基づき積算を行い、数量計算書、工法検討に関する資料、その他市が指定する書類の提出を求めることを予定
	改築	
	工事監理	
管路施設（その他）	保守点検・調査	
	維持管理	
	清掃	

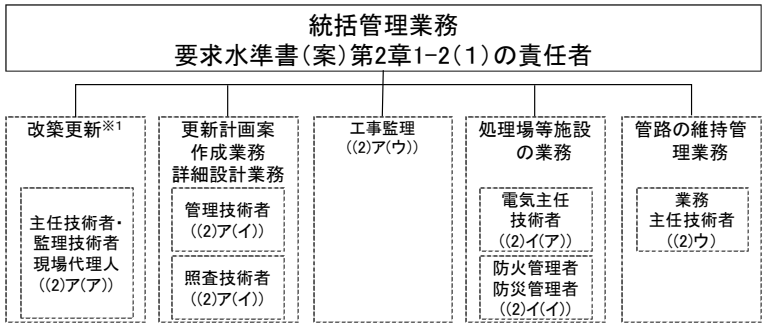
P4　第 1.5 図表 5 内　対象業務

対象施設	対象業務	備考
管路施設（公下） 管路施設（排水管）	保守点検・調査	
	清掃	
	住民対応	問い合わせ対応は市が実施
	事故対応	
	修繕	
	汚泥、草等廃棄物運搬	
	台帳管理	台帳システムへの入力データの提出
	緊急・災害対応	
	更新計画案作成	
	詳細設計	提出資料については会計検査を想定して市が指定する積算基準に基づき積算を行い、数量計算書、工法検討に関する資料、その他市が指定する書類の提出を求めることを予定
	改築	
	工事監理	
管路施設（その他）	保守点検・調査	
	維持管理	
	清掃	

<table>
<tr><th>新（令和 8 年 10 月 14 日改訂版）</th><th>旧（令和 8 年 6 月 22 日公表版）</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td></td><td>住民対応</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>事故・<u>緊急</u>対応</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>汚泥、草等廃棄物運搬</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>災害対応</td><td></td></tr>
</table>
P5　第 1.5 図表 5 内　備考
<table>
<tr><th>対象施設</th><th>対象業務</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="7">その他</td><td>統括管理</td><td></td></tr>
<tr><td>維持管理</td><td>下水道用地の<u>除草、表面清掃等の維持管理</u></td></tr>
<tr><td>交付金・補助金申請の補助</td><td></td></tr>
<tr><td>市の計画策定・見直し業務の補助</td><td></td></tr>
<tr><td>会計検査対応の補助</td><td></td></tr>
<tr><td>市との共同での<u>研修</u>や災害対応訓練、<u>研究協力</u></td><td></td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td></td><td>住民対応</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>事故対応</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>汚泥、草等廃棄物運搬</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td><u>緊急・</u>災害対応</td><td></td></tr>
</table>
P5　第 1.5　図表 5 内　備考
<table>
<tr><th>対象施設</th><th>対象業務</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="7">その他</td><td>統括管理</td><td></td></tr>
<tr><td>維持管理</td><td>下水道用地の<u>管理等</u></td></tr>
<tr><td>交付金・補助金申請の補助</td><td></td></tr>
<tr><td>会計検査対応の補助</td><td></td></tr>
<tr><td>市の計画策定・見直し業務の補助</td><td></td></tr>
<tr><td>市との共同での<u>研究</u>や災害対応訓練</td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>P7　第 2 章　1-2 業務実施体制
事業者は、以下に掲げる事項を遵守し、適正かつ確実に本事業を遂行できる体制を確保するものとする<u>（図表 6 参照）</u>。

<u>図表 6　業務実施体制（案）</u></td><td>P7　第 2 章　1-2 業務実施体制
事業者は、以下に掲げる事項を遵守し、適正かつ確実に本事業を遂行できる体制を確保するものとする。</td></tr>
</table>

新（令和 8 年 10 月 14 日改訂版）	旧（令和 8 年 6 月 22 日公表版）
	
P7　第 2 章　1-2 業務実施体制 （1） 応募グループが配置する責任者 イ 副総括責任者 副総括責任者は、総括責任者が不在の際にも持続的に業務運営できるように総括責任者の業務を代行して行うこと。	P7　第 2 章　1-2 業務実施体制 （1） 応募グループが配置する責任者 イ 副総括責任者 副総括責任者は、総括責任者が不在の際にも持続的に業務運営できるよう、副総括責任者を配置し、総括責任者の業務を代行して行うこと。
P7　第 2 章　1-2 業務実施体制（2） （2）実施体制 事業者は、事業期間を通じて、各業務の実施体制を確保し、効率的・効果的に業務を遂行する体制を構築すること。なお、下記に示す技術者は、応募グループが事業開始時に設立する SPC 内に配置する必要はなく、SPC から業務の委託を受けた各事業者を配置すればよいものとする。**（図表 7 参照）**	P7　第 2 章　1-2 業務実施体制（2） （2）実施体制 事業者は、事業期間を通じて、各業務の実施体制を確保し、効率的・効果的に業務を遂行する体制を構築すること。なお、下記に示す技術者は、応募グループが事業開始時に設立する SPC 内に配置する必要はなく、SPC から業務の委託を受けた各事業者を配置すればよいものとする。

新（令和８年 10 月 14 日改訂版）	旧（令和８年６月 22 日公表版）
 **図表７　業務の実施体制（案）**	
P11　第２章　1-5 危機管理（1）災害時の対応 事業者は、大雨、台風、地震等の自然災害や重大事故（施設・設備の損壊、不時の停電、異常流入水、水質の悪化、機器の異常）　が発生した場合には被害を最小限に抑制できるように適切に対応を行うこと。緊急事態の発生に備え、従業員を非常参集できる体制を確立しておくとともに、非常時の体制及び計画を市に提出しなければならない。なお、大雨や洪水等の警報により配備した人員は、警報が解除されるまでは、実作業がなくとも待機すること。 大規模な地震などの災害発生後・復旧後の業務については、市の指示により事業者は対応し報告しなければならない。他自治体及び他企業との連携が必要な場合は、市と協議するものとする。 さらに、事業者は緊急事態が生じたときにはあらかじめ定めた計画及びマニュアルに従い、従業員を速やかに配置しなければならない。 非常時及び緊急時における対応マニュアルについては、公共下水道業務継続計画等の関係計画を踏まえ協議の上、別途策定すること。 **災害時の対応について、詳細は事業契約書等において示す。**	P11　第２章　1-5 危機管理（1）災害時の対応 事業者は、大雨、台風、地震等の自然災害や重大事故（施設・設備の損壊、不時の停電、異常流入水、水質の悪化、機器の異常）　が発生した場合には被害を最小限に抑制できるように適切に対応を行うこと。緊急事態の発生に備え、従業員を非常参集できる体制を確立しておくとともに、非常時の体制及び計画を市に提出しなければならない。なお、大雨や洪水等の警報により配備した人員は、警報が解除されるまでは、実作業がなくとも待機すること。 大規模な地震などの災害発生後・復旧後の業務については、市の指示により事業者は対応し報告しなければならない。他自治体及び他企業との連携が必要な場合は、市と協議するものとする。 さらに、事業者は緊急事態が生じたときにはあらかじめ定めた計画及びマニュアルに従い、従業員を速やかに配置しなければならない。 非常時及び緊急時における対応マニュアルについては、公共下水道業務継続計画等の関係計画を踏まえ協議の上、別途策定すること。
P11　第２章.１－５危機管理 削除	P11　第２章.１－５危機管理**（４）協定の締結** **大雨、台風、地震等の自然災害や重大事故が発生した場合、公共下水道業務継続計画に基づく下水道事業の継続・早期回復のため、市と事業者は、別途災害協定を締結す**

新（令和８年 10 月 14 日改訂版）	旧（令和８年６月 22 日公表版）
	ることとする。 **災害発生後・復旧後の業務については、市の指示により事業者は対応し報告しなければならない。他自治体及び他企業との連携が必要な場合は、市と協議するものとする。**
P12　第２章　1-5 危機管理（2）備蓄品の配備 事業者は、災害時の体制を考慮したうえで、最低３日分程度の災害備蓄品を配備すること。**備蓄の対象は事業を継続するための運営要員分とする。**	P11　第２章　1-5 危機管理（2）備蓄品の配備 事業者は、災害時の体制を考慮したうえで、最低３日分程度の災害備蓄品を配備すること。
P13　第２章.１－１０業務流終了時及び引継ぎ （３）　電子納品について 事業者は、運転維持管理に必要なデータを**市の承諾を得た様式で**提出すること。 工事、委託等は、以下の手引き等を参考に、必要なデータを提出すること。	P13　第２章.１－１０業務流終了時及び引継ぎ （３）　電子納品について 事業者は、運転維持管理に必要なデータを市が**所定のする**様式で提出すること。 工事、委託等は、以下の手引き等を参考に、必要なデータを提出すること。
P16　第２章.１－１５その他必要な事項（１）事務室等の使用 本事業における対象施設は、市の所有する施設であ**り、事業者は、本事業を実施するために市が指定する事務室を利用することができる。**市が業務を行う上で必要な施設、備品及び機器について、市は継続して使用するが、使用期間中の管理責任者は事業者とし、施設を管理するうえで必要な法定点検や保守点検は、事業者が行うものとする。また、使用期間中に事業者の責めに帰する事由により汚損・損傷・紛失等があった場合は、事業者の責任において原状に復さなければならない。	P15　第２章.１－１５その他必要な事項（１）事務室等の使用 本事業における対象施設は、市の所有する施設である。市が業務を行う上で必要な施設、備品及び機器について、市は継続して使用するが、使用期間中の管理責任者は事業者とし、施設を管理するうえで必要な法定点検や保守点検は、事業者が行うものとする。また、使用期間中に事業者の責めに帰する事由により汚損・損傷・紛失等があった場合は、事業者の責任において原状に復さなければならない。
P18 第２章. 2-1 全体業務計画に関する事項 **（9）改築** 改築を実施する時期、名称・仕様・路線名（管路）・工事内容、工事金額**（年割）**、工事監理に関する事項。	P17 第２章. 2-1 全体業務計画に関する事項 **（9）改築** 改築を実施する時期、名称・仕様・路線名（管路）・工事内容、工事金額、工事監理に関する事項。
P19 第２章. 2-3 月間業務計画に関する事項 事業者は、業務の履行に属する月間の業務計画書を当該月の 30 日前までに、市に提出すること。**なお、計画書の詳細は、市と協議の上決定する。**	P18 第２章. 2-3 月間業務計画に関する事項 事業者は、業務の履行に属する月間の業務計画書を当該月の 30 日前までに、市に提出すること。
P20 第２章 3-1 業務日報・週報に関する事項 （2）業務日報に記載する内容 業務日報に掲載する内容は、市と協議して決定するものとする。なお、掲載事項の例は以下のとおり。	P19 第２章 3-1 業務日報・週報に関する事項 （2）業務日報に記載する内容 業務日報に掲載する内容は、市と協議して決定するものとする。なお、掲載事項の例は以下のとおり。

<table>
<tr><th>新（令和 8 年 10 月 14 日改訂版）</th><th>旧（令和 8 年 6 月 22 日公表版）</th></tr>
<tr><td>図表 <u>8</u>　業務日報に記載する事項
・・・
（3）週報に掲載する内容
週報に掲載する内容は、市と協議して決定するものとする。なお、掲載事項の例は以下のとおり。
<u>図表 9 週報に記載する事項</u>
・・・</td><td>図表 <u>6</u>　業務日報に記載する事項
・・・
（3）週報に掲載する内容
週報に掲載する内容は、市と協議して決定するものとする。なお、掲載事項の例は以下のとおり。
・・・</td></tr>
<tr><td>P21 第 2 章 3-2 月間業務報告書に関する事項
（1）　月間業務報告書の提出に関する事項
事業者は、月間業務報告書を作成し、市に提出するものとする。<u>月間業務報告書で使用する様式は、事業者が作成し、</u>市の承認を得たものとする。なお、報告書は原則として、電子データで提出すること。
（2）　月間業務報告書に掲載する内容
月間業務報告書に掲載する内容は、市と協議して決定するものとする。なお、掲載事項の例は以下のとおり。
図表 <u>10</u> 月間業務報告書に記載する事項</td><td>P19 第 2 章 3-2 月間業務報告書に関する事項
（1）　月間業務報告書の提出に関する事項
事業者は、月間業務報告書を作成し、市に提出するものとする。市の承認を得たものとする。報告書は原則として、電子データ及び印刷物で提出すること。年間業務報告書で使用する様式は、事業者が作成し市の承認を得ること。
（2）　月間業務報告書に掲載する内容
月間業務報告書に掲載する内容は、市と協議して決定するものとする。なお、掲載事項の例は以下のとおり。<u>月間業務報告書で使用する様式は、事業者が作成し市の承認を得ること。</u>
図表 <u>7</u> 月間業務報告書に記載する事項</td></tr>
<tr><td>P21 第 2 章 3-3 年間業務報告書に掲載する内容
（1）　年間業務報告書の提出に関する事項
事業者は、年間業務報告書を作成し、市に提出するものとする。
<u>年間業務報告書で使用する様式は、事業者が作成し、</u>市の承認を得たものとする。なお、報告書は原則として、電子データで提出すること。
（2）　年間業務報告書に掲載する内容
年間業務報告書に掲載する内容は、市と協議して決定するものとする。
さらに、年間業務報告書は、実施計画書に基づき実施した事項に関する達成状況について報告しなければならない。<u>整理する内容は、図表 11 を想定している。</u>
<u>図表 11</u>　年間業務報告書に掲載する内容
<table><tr><th>項目</th><th>掲載内容（例）</th></tr><tr><td><u>統括管理業務に関する項目</u></td><td>・　<u>統括管理業務の業務実施状況</u></td></tr><tr><td><u>処理場業務に関する項目</u></td><td>・　<u>処理場関連の維持管理業務に係る月間報告書で提出したデータをとりまとめた報告書</u></td></tr></table></td><td>P20 第 2 章 3-3 年間業務報告書に掲載する内容
（1）　年間業務報告書の提出に関する事項
事業者は、年間業務報告書を作成し、市に提出するものとし、市の承認を得たものとする。なお、報告書は原則として、電子データ及び印刷物で提出すること。年間業務報告書で使用する様式は、事業者が作成し市の承認を得ること。
（2）　年間業務報告書に掲載する内容
年間業務報告書に掲載する内容は、市と協議して決定するものとする
さらに、年間業務報告書は、実施計画書に基づき実施した事項に関する達成状況について報告しなければならない。
なお、年間業務報告書には、市が指定する様式で業務内容の一部を整理すること。整理する内容は、図表 8 を想定している。
図表 <u>8</u>　年間業務報告書に掲載する内容
<table><tr><th>項目</th><th>掲載内容</th></tr><tr><td>管路業務に関する項目</td><td>・　下水道管きょに起因する陥没件数、管きょの情報
・　改築延長（※）
・　修繕延長（※）</td></tr></table></td></tr>
</table>

新（令和 8 年 10 月 14 日改訂版）	旧（令和 8 年 6 月 22 日公表版）
管路業務に関する項目 ・　下水道管きょに起因する陥没件数、管きょの情報 ・　改築延長（※） ・　修繕延長**及び箇所数**（※） ・　調査延長、結果（※） （※）下水道台帳の管理番号を併記すること	・　調査延長、結果（※） （※）下水道台帳の管理番号を併記すること
P23　第 3 章.1－1 統括管理業務 （1）　業務全般の統括管理 ア 統括管理体制 **総括**責任者は、事業期間中の業務について一元的な統括管理を行い、全ての個別業務の内容を理解したうえで、市との窓口を担うものとする**ため、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までの日を除く日の 8 時 45 分から 17 時 15 分の間は市からの連絡が取れる体制をとること。また、市が求める会議において出席できる体制をとること。** **総括**責任者は、現場で生じる各種課題や市からの求めに対し、相応かつ迅速な意思決定を行い、課題等の解決に努めるものとする。	P22　第 3 章.1－1 統括管理業務 （1）　業務全般の統括管理 ア 統括管理体制 **統括**責任者は、事業期間中の業務について一元的な統括管理を行い、全ての個別業務の内容を理解したうえで、市との窓口を担うものとする。 **統括**責任者は、現場で生じる各種課題や市からの求めに対し、相応かつ迅速な意思決定を行い、課題等の解決に努めるものとする。
P23　第 3 章.1－1 統括管理業務（4）委託業務及び工事の発注・業務管理 各業務を委託または工事を発注するにあたっては、適切に受注者を選定し、**各委託業務及び工事が円滑に運営されるように**業務管理を行うこと。	P22　第 3 章.1－1 統括管理業務（4）委託業務及び工事の発注・業務管理 各業務を委託または工事を発注するにあたっては、適切に受注者を選定し**所定の基準に基づく**業務管理を行うこと。
P23　第 3 章.1－1 統括管理業務 **（6）　新たな社会課題への対応** **ア 中長期的な事業マネジメントの提案** **本業務の責任者は、本業務の履行期間中に得た業務成果や知見から、中長期的な事業マネジメント方針に資する項目について、提案すること。** **本内容は、本業務の中間となる令和 12 年度および令和 16 年度に実施すること。** **イ 次期、官民連携事業に向けた提案** **各業務で実施した成果を一元的にとりまとめた上で、本業務で得られた情報等をもとに、次期の官民連携事業の実施に向けた課題や改善点について提案すること。** **本内容については、本業務の令和 16 年度に実施すること。**	P22　第 3 章.1－1 統括管理業務
P24 第 3 章. 1－4	P23 第 3 章. 1－4

新（令和８年10月14日改訂版）	旧（令和８年６月22日公表版）
1-4　共同研修・災害対応訓練**・研究協力**業務 事業者は、教育・研修**・訓練**等により、従事者の知識及び技術の向上を図るほか、この教育・研修**・訓練**には、市の職員も必要に応じて参加できるよう配慮するものとする。なお、教育・研修等の内容は事業者の提案によるものとする。 **また、市が依頼を受理した下水道に関する研究等について協力すること。**	1-4　共同研修・災害対応訓練業務 事業者は、教育・研修等により、従事者の知識及び技術の向上を図るほか、この教育・研修には、市の職員も必要に応じて参加できるよう配慮するものとする。なお、教育・研修等の内容は事業者の提案によるものとする。
P25　第３章.２－１基本的事項 事業者は、施設の機能を十分発揮するため事業契約書等、仕様書及び関係資料に基づき、適正な運転管理を行い、常に創意工夫に心がけ、能率的、経済的かつ安全に業務を遂行しなければならない。**毎朝（閉庁日除く）の市との打合せにて、第３章3-1の日報を提出し、要求水準に関する運転・維持管理状況や不具合・故障発生状況などを報告し、処理場等施設に関する情報を共有すること。**	P24　第３章.２－１基本的事項 事業者は、施設の機能を十分発揮するため事業契約書等、仕様書及び関係資料に基づき、適正な運転管理を行い、常に創意工夫に心がけ、能率的、経済的かつ安全に業務を遂行しなければならない。
P25　第３章.２－２運転管理及び維持管理に係る要求水準 図表 **12** 想定する流入水質 ・・・ （２）　処理水量 放流水質等に・・・するものとする。 図表 **13**　想定する処理水量 ・・・ 図表 **14**　過去の処理実績	P24　第３章.２－２運転管理及び維持管理に係る要求水準 図表 **9** 想定する流入水質 ・・・ （３）　処理水量 放流水質等に・・・するものとする。 図表 **10**　想定する処理水量 ・・・ 図表 **11**　過去の処理実績
P26　第３章.２－２運転管理及び維持管理に係る要求水準 （３）放流水質等に関する要求水準 事業者は、水質汚濁防止法及び下水道法の各基準並びに関係法令に適合するよう運転管理を行い、関係法令を遵守するのは勿論のこと、以下の基準を必ず達成すること。また、事業者において管理上目標とする基準（目標基準）を設定し達成されるよう努めること。目標基準の設定にあたっては、契約後及び各年度開始時に速やかに市と協議のうえ設定するものとする。設定する目標基準は、必ず下記の項目全てを含むこと。 **放流水質は、塩素混和地出口で測定すること。** 図表 **15** 放流水質等に関する基準値	P25　第３章.２－２運転管理及び維持管理に係る要求水準 （３）放流水質等に関する要求水準 事業者は、水質汚濁防止法及び下水道法の各基準並びに関係法令に適合するよう運転管理を行い、関係法令を遵守するのは勿論のこと、以下の基準を必ず達成すること。また、事業者において管理上目標とする基準（目標基準）を設定し達成されるよう努めること。目標基準の設定にあたっては、契約後及び各年度開始時に速やかに市と協議のうえ設定するものとする。設定する目標基準は、必ず下記の項目全てを含むこと。 図表 **12** 放流水質等に関する基準値

<table>
<tr><th>新（令和 8 年 10 月 14 日改訂版）</th><th>旧（令和 8 年 6 月 22 日公表版）</th></tr>
<tr><td>P26　第 3 章.2－2 運転管理及び維持管理に係る要求水準　図表 15 内
<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>放流水質</td><td>大腸菌数</td><td>100CFU/mL 以下
※ただし、放流口での残留塩素濃度が過剰とならないよう調整を行うこと<u>とし、その判断は市と協議の上決定する。</u></td></tr>
</table></td><td>P25　第 3 章.2－2 運転管理及び維持管理に係る要求水準　図表 12 内
<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>放流水質</td><td>大腸菌数</td><td>100CFU/mL 以下
※ただし、放流口での残留塩素濃度が過剰とならないよう調整を行うこと。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>P27　第 3 章.2－2 運転管理及び維持管理に係る要求水準　（4）施設機能の維持に関する要求水準
施設機能は、本事業開始時の水準レベルに維持すること（経年劣化によるものは除く）。事業期間終了時、本事業で使用した施設が性能を発揮できる機能を有し、市が引き続き運転を継続できる状態に維持すること。施設の維持管理にあたって業務を確実に実施し、施設能力を最大に発揮させること。
事業者は、建物の機能を維持するために必要に応じて清掃、保持すること。さらに衛生状態を保つこと。また、対象施設について外観、衛生状態を保ち、人に不快感を与えないよう適切に清掃を行うこと。
事業期間<u>中</u>は、現場における設備機器、工具備品等の盗難及び業務場所への侵入防止について、十分な監視、警備に努めなければならない。</td><td>P26　第 3 章.2－2 運転管理及び維持管理に係る要求水準　（4）施設機能の維持に関する要求水準
施設機能は、本事業開始時の水準レベルに維持すること（経年劣化によるものは除く）。事業期間終了時、本事業で使用した施設が性能を発揮できる機能を有し、市が引き続き運転を継続できる状態に維持すること。施設の維持管理にあたって業務を確実に実施し、施設能力を最大に発揮させること。
事業者は、建物の機能を維持するために必要に応じて清掃、保持すること。さらに衛生状態を保つこと。また、対象施設について外観、衛生状態を保ち、人に不快感を与えないよう適切に清掃を行うこと。
事業期間<u>終了時</u>、現場における設備機器、工具備品等の盗難及び業務場所への侵入防止について、十分な監視、警備に努めなければならない。</td></tr>
<tr><td>P27　第 3 章.2-3　運転操作・監視・管理業務
運転操作及び監視として、監視室における運転状況の確認、適切な操作、機器指示値の記録等の作業（付帯の吸排気、空調設備等を含む）、整理清掃等の作業を行う。また、現場運転操作として、対象設備の現場における運転状況の確認、操作、記録等の作業を行う。さらに、大雨・台風・地震等の自然災害、その他重大事故（施設・設備の損壊、不時の停電、異常流入水、水質の悪化、機器異常）等の緊急事態に対しては、施設の能力の範囲において適切な運転を行うこととする。なお、緊急時の運転等に対して、市が運転方法の変更その他を指示する場合がある。<u>緊急時に市からの連絡等に対応できるよう、休日や夜間も含め最低 3 名以上は常駐するものとするが、効率的な運転監視等業務の提案により常駐人数を削減できると市が認める場合はこの限りではない。</u></td><td>P26　第 3 章.2-3　運転操作・監視・管理業務
運転操作及び監視として、監視室における運転状況の確認、適切な操作、機器指示値の記録等の作業（付帯の吸排気、空調設備等を含む）、整理清掃等の作業を行う。また、現場運転操作として、対象設備の現場における運転状況の確認、操作、記録等の作業を行う。さらに、大雨・台風・地震等の自然災害、その他重大事故（施設・設備の損壊、不時の停電、異常流入水、水質の悪化、機器異常）等の緊急事態に対しては、施設の能力の範囲において適切な運転を行うこととする。なお、緊急時の運転等に対して、市が運転方法の変更その他を指示する場合がある。</td></tr>
<tr><td>P28　第 3 章.2－4 保守点検・調査　（4）
図表 <u>16</u> 主要な電気工作物</td><td>P27　第 3 章.2－4 保守点検・調査　（4）
図表 <u>13</u> 主要な電気工作物</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>新（令和８年 10 月 14 日改訂版）</th><th>旧（令和８年６月 22 日公表版）</th></tr>
<tr><td>P29　第３章.２－５はエネルギー管理及び温室効果ガス<u>排出量管理業務</u>
　エネルギーを消費する設備や温室効果ガスを排出する設備の維持管理や使用方法の改善及び監視を<u>行うこと</u>。高瀬下水処理場は、省エネ法においてエネルギー管理指定工場に指定されているため、事業者は、省エネ法に基づく原単位を毎年年平均１％以上低減することに留意した管理に努め、エネルギー管理標準の作成及び実施をすること。市が省エネ法<u>等</u>に基づき、国に提出する定期報告書、中長期計画書等の作成に協力すること。
　その他の省エネルギーに関する業務について事業者は市に協力しなければならない。</td><td>P28　第３章.２－５はエネルギー管理及び温室効果ガス
　エネルギーを消費する設備や温室効果ガスを排出する設備の維持管理や使用方法の改善及び監視に<u>関すること</u>。高瀬下水処理場は、省エネ法においてエネルギー管理指定工場に指定されているため、事業者は、省エネ法に基づく原単位を毎年年平均１％以上低減することに留意した管理に努め、エネルギー管理標準の作成及び実施をすること。市が省エネ法に基づき、国に提出する定期報告書、中長期計画書等の作成に協力すること。
　その他の省エネルギーに関する業務について事業者は市に協力しなければならない。</td></tr>
<tr><td>P29　第３章.２－６測定・試験・分析業務
（１）水質分析
　運転管理業務を行うために必要な水質等の分析業務<u>を行うこと</u>。

（２）水質等検査
　図表 <u>17</u> の水質試験、図表 <u>18</u> の汚泥分析業務、図表 <u>19</u> のその他の検査項目に掲げる内容の分析を実施すること。回数に指定のない項目は、必要と判断される回数を設定すること。また、水質計測機器などの維持管理を行うこと。</td><td>P28　第３章.２－６測定・試験・分析業務
（１）水質分析
運転管理業務を行うために必要な水質等<u>の分析業務。</u>

（２）水質等検査
　図表 <u>14</u> の水質試験、汚泥分析業務に掲げる内容の分析を実施すること。回数に指定のない項目は、必要と判断される回数を設定すること。また、水質計測機器などの維持管理を行うこと。</td></tr>
<tr><td>P30　第３章.２－６測定・試験・分析業務 図表 17 凡例
図表 <u>17</u> 水質試験項目
・・・
凡例：●：毎日行う分析項目、■：１回/週の頻度で行う分析項目
※反応槽及び最終沈殿池出口は系列ごとに測定すること。反応槽：10 か所（5 系列 2 列分）、最終沈殿池出口：5 か所（5 系列分）
<u>※放流口（東京湾）の DO 及び残留塩素を水質の参考値として週１回以上計測すること。</u></td><td>P29　第３章.２－６測定・試験・分析業務 図表 14 凡例
図表 <u>14</u> 水質試験項目
・・・
凡例：●：毎日行う分析項目、■：１回/週の頻度で行う分析項目
※反応槽及び最終沈殿池出口は系列ごとに測定すること。反応槽：10 か所（5 系列 2 列分）、最終沈殿池出口：5 か所（5 系列分）</td></tr>
<tr><td>P30　第３章.２－６測定・試験・分析業務 図表 18 表内・凡例
図表 <u>18</u> 汚泥分析項目
<table>
<tr><th></th><th>検査個所項目</th><th>返送汚泥</th><th>濃縮汚泥</th><th>脱水機投入汚泥</th><th>脱水汚泥</th><th>消化汚泥</th><th>脱離液</th></tr>
<tr><td>1</td><td>水温</td><td>◇</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>◇</td></tr>
<tr><td>2</td><td>pH</td><td>◇</td><td>◇</td><td>◇</td><td></td><td>◇</td><td>◇</td></tr>
</table></td><td>P29　第３章.２－６測定・試験・分析業務 図表 15 表内・凡例
図表 <u>15</u> 汚泥分析項目
<table>
<tr><th></th><th>検査個所項目</th><th>返送汚泥</th><th>濃縮汚泥</th><th>脱水機投入汚泥</th><th>脱水汚泥</th><th>消化汚泥</th><th>脱離液</th></tr>
<tr><td>1</td><td>水温</td><td>◇</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>◇</td></tr>
<tr><td>2</td><td>pH</td><td>◇</td><td>◇</td><td>◇</td><td></td><td>◇</td><td>◇</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

新（令和８年 10 月 14 日改訂版）	旧（令和８年６月 22 日公表版）
3 濃度 ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ 4 含水率 ● 5 強熱減量 ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ **6 有害物質溶出試験** **7 有害物含有試験** **凡例：●：毎日行う分析項目、◇：２回/月で行う分析項目** 図表 **19** その他の検査項目	3 濃度 ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ 4 含水率 ● 5 強熱減量 ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ 図表 **16** その他の検査項目
P31　第３章.２－６測定・試験・分析業務　（３） 年４回実施し、各季節による１日の変化を確認するために行う。１日の測定回数は図表 回数を目安に実施すること。 **図表 20　通日試験項目** ・・・ **（4）その他の検査・測定・分析** 高瀬下水処理場及び宮本ポンプ場において図表 **21** に掲げる検査・測定・分析を実施すること。 **図表 21　その他検査・測定・分析**	P30　第３章.２－６測定・試験・分析業務　（３） 年４回実施し、各季節による１日の変化を確認するために行う。１日の測定回数は図表 の回数を目安に実施すること。 **図表 17　通日試験項目** ・・・ **（4）その他の検査・測定・分析** 高瀬下水処理場及び宮本ポンプ場において図表 **18** に掲げる検査・測定・分析を実施すること。 図表 **18**　その他検査・測定・分析
P32 第３章.２－８ユーティリティリスト 図表 **22** を参考に必要な物品の調達を行う。また、ユーティリティ全体を適切に管理し、省資源化を図る。 **図表 22　ユーティリティリスト**	P31 第３章.２－８ユーティリティリスト 図表 **19** を参考に必要な物品の調達を行う。また、ユーティリティ全体を適切に管理し、省資源化を図る。 **図表 19　ユーティリティリスト**
P33 第３章.２－９汚泥運搬処分業務 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物収集運搬・処分業者との契約は各年度当初に市が締結する。事業者は、各年度及び月**または週**毎に発生する廃棄物（脱水汚泥量）を予測し、市が契約する運搬・処分業者への割り振り、連絡、調整及びマニフェスト管理を行うこと。また、・・・廃棄物管理の結果は月単位及び年単位で取りまとめ、市に報告すること（図表 **23** 参照）。なお、過去の実績数量は、図表 **24** のとおり。 月**または週**単位の汚泥搬出計画は、前月の 25 日**または前週の水曜日**を目途に市の確認を得たうえで・・・	P32 第３章.２－９汚泥運搬処分業務 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物収集運搬・処分業者との契約は各年度当初に市が締結する。事業者は、各年度及び月毎に発生する廃棄物（脱水汚泥量）を予測し、市が契約する運搬・処分業者への割り振り、連絡、調整及びマニフェスト管理を行うこと。また、・・・廃棄物管理の結果は月単位及び年単位で取りまとめ、市に報告すること（図表 **20** 参照）。なお、過去の実績数量は、図表 **21** のとおり。 月単位の汚泥搬出計画は、前月の 25 日を目途に市の確認を得たうえで・・・
P34 第３章.２－９汚泥運搬処分業務　図表 23,24	P32 第３章.２－９汚泥運搬処分業務　図表 20,21

<table>
<tr><th>新（令和 8 年 10 月 14 日改訂版）</th><th>旧（令和 8 年 6 月 22 日公表版）</th></tr>
<tr><td>

図表 23　汚泥運搬処分の業務分担

実施主体	業務内容
市	・　収集運搬・処分業者の選定及び契約 ・　電子マニフェストの使用契約・支払い ・　**マニフェスト管理（登録状況確認、交付状況報告）**
事業者	・　発生した廃棄物の搬出先の割り振り ・　搬出先との連絡・調整 ・　**マニフェスト代行管理（予約から処分完了までの登録・修正、発行）** ・　**報告書の作成（月報等による処分実績の報告）**

図表 24　過去の実績数量

</td><td>

図表 20　汚泥運搬処分の業務分担

実施主体	業務内容
市	・　収集運搬・処分業者の選定及び契約 ・　電子マニフェストの使用契約・支払い
事業者	・　発生した廃棄物の搬出先の割り振り ・　搬出先との連絡・調整

図表 21　過去の実績数量

</td></tr>
<tr><td>

P34　第 3 章. 2 －10 事故・緊急対応業務

事業者は、大雨、台風、地震等の自然災害や重大事故（施設・設備の損壊、不時の停電、異常流入水、水質の悪化、機器の異常） 等の緊急事態の発生に備え、従業員を非常参集できる体制を確立しておくとともに、非常時の体制及び計画を市に提出しなければならない。また、可搬式発電機（35kVA 以上）及びその運搬用車両を高瀬下水処理場内に常設すること。

事業者は緊急事態が生じたときにはあらかじめ定めた計画に従い、従業員を速やかに配置しなければならない。さらに、事故が生じた場合には市に連絡し、必要な指示を受けるとともに、速やかに必要な措置を講じなければならない。また、必要に応じて関係機関に連絡しなければならない。事業者は、業務の履行中事故が発生した時は適切な措置を講ずるとともに、事故の発生原因、被害状況、経過などについて市に文書をもって速やかに報告しなければならない。

事業者は、非常時、緊急時における放流に備え、固形塩素剤を常備し、使用可能な状態にしておくこと。

緊急時及び非常時における対応マニュアルについては公共下水道業務継続計画等の関係計画を踏まえ協議の上、別途策定すること。

事業者は、第１章４に示す対象施設に限らず、市が管理する船橋市内のマンホールポンプ場（７箇所：令和８年４月１日時点）に、大雨、台風、地震等の自然災害や重大事故等に起因する緊急事態が生じた際は、市からの要請により、高瀬下水処理場内に配備する可搬式発電機及びその運搬用車両を用いることを含め、応急対応に協力すること。応急対応の内容は協議による。

</td><td>

P33　第 3 章. 2 －10 事故・緊急対応業務

事業者は、大雨、台風、地震等の自然災害や重大事故（施設・設備の損壊、不時の停電、異常流入水、水質の悪化、機器の異常） 等の緊急事態の発生に備え、従業員を非常参集できる体制を確立しておくとともに、非常時の体制及び計画を市に提出しなければならない。また、可搬式発電機（35kVA 以上）及びその運搬用車両を高瀬下水処理場内に常設すること。

事業者は緊急事態が生じたときにはあらかじめ定めた計画に従い、従業員を速やかに配置しなければならない。さらに、事故が生じた場合には市に連絡し、必要な指示を受けるとともに、速やかに必要な措置を講じなければならない。また、必要に応じて関係機関に連絡しなければならない。事業者は、業務の履行中事故が発生した時は適切な措置を講ずるとともに、事故の発生原因、被害状況、経過などについて市に文書をもって速やかに報告しなければならない。

事業者は、非常時、緊急時における放流に備え、固形塩素剤を常備し、使用可能な状態にしておくこと。

雨天緊急時及び非常時、緊急時における対応マニュアルについては公共下水道業務継続計画等の関係計画を踏まえ協議の上、別途策定すること。

事業者は、第１章４に示す対象施設に限らず、市が管理する船橋市内のマンホールポンプ場（７箇所：令和８年４月１日時点）に、大雨、台風、地震等の自然災害や重大事故等に起因する緊急事態が生じた際は、市からの要請により、高瀬下水処理場内に配備する可搬式発電機及びその運搬用車両を用いることを含め、応急対応に協力すること。応急対応の内容は協議による。

</td></tr>
<tr><td>P35　第 3 章. 2 －12 修繕業務の設定金額</td><td>P34　第 3 章. 2 －12 修繕業務の設定金額</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>新（令和８年 10 月 14 日改訂版）</th><th>旧（令和８年６月 22 日公表版）</th></tr>
<tr><td>（１）設定金額
修繕業務は、図表 25 のとおりとし、設定金額の範囲内において、自らの知見・経験・創意工夫を最大限に発揮し、効率的かつ効果的にこの業務を実施するものとする。修繕の計画については、２章２業務計画に関する事項に記載のとおり、事前に市と協議の上決定すること。なお、修繕の年度別の上限金額は目安である。
また、緊急修繕の上限額を超過し、なお緊急修繕が必要な場合は、市と協議すること。
令和 10 年度の年度上限は図表 25 のとおりとし、令和 11 年度以降の年度上限は、事業契約書等に定める物価変動の規定に応じて変更することとする。

図表 25　年度別修繕の上限金額</td><td>（１）設定金額
測定・試験・分析業務及び修繕業務は、図表 22 のとおりとし、設定金額の範囲内において、自らの知見・経験・創意工夫を最大限に発揮し、効率的かつ効果的にこの業務を実施するものとする。修繕の計画については、２章２業務計画に関する事項に記載のとおり、事前に市と協議の上決定すること。なお、定期修繕の年度別の設定金額は目安である。
また、緊急修繕の上限額は目安である。上限額を超過し、なお緊急修繕が必要な場合は、市と協議すること。
令和 10 年度の年度上限は図表 22 のとおりとし、令和 11 年度以降の年度上限は、事業契約書等に定める物価変動の規定に応じて変更することとする。

図表 22　年度別修繕の上限金額</td></tr>
<tr><td>P35　第３章.２－１３施設の維持管理業務
（2）処理水槽等の定期的な清掃業務
図表 26 に示す実施年度を参考に、定期的に処理水槽等の清掃業務を実施すること。

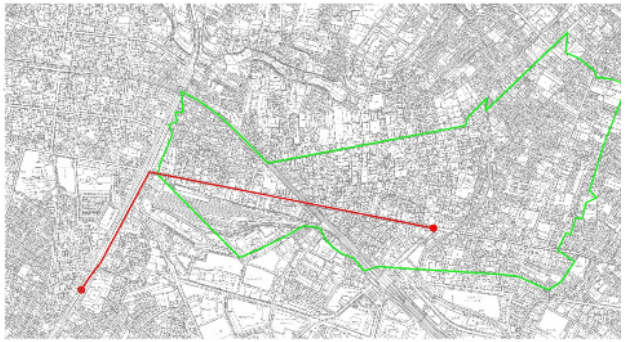
図表 26　処理水槽等の清掃業務
<table><tr><td>名称</td><td>令和 10 年度・令和 13 年度
令和 16 年度・令和 19 年度</td><td>令和 11 年度・令和 12 年度
令和 14 年度・令和 15 年度
令和 17 年度・令和 18 年度</td></tr></table></td><td>P34　第３章.２－１３施設の維持管理業務
（2）処理水槽等の定期的な清掃業務
図表 23 に示す実施年度を参考に、定期的に処理水槽等の清掃業務を実施すること。

図表 23　処理水槽等の清掃業務
<table><tr><td>名称</td><td>令和 10 年度・令和 13 年度
令和 16 年度・令和 19 年度</td><td>左記以外の年度</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>P37　第３章.２－14 更新計画案作成業務（前期）
（１）　業務概要
ア 業務の目的
本業務は、本事業の対象施設について、ストックマネジメント実施方針に基づく 2-4 で実施する点検・調査結果を活用して修繕・改築計画を作成し、市が申請するストックマネジメント計画（第４期）に反映できる更新計画案作成を行うことを目的とする。
本成果については、各種計画へ反映することをふまえて取りまとめることとし、反映作業に必要な情報提供や調整を行う。
なお、業務概要は想定であり事業実施段階において市との協議により決定する。</td><td>P35　第３章.２－14 更新計画案作成業務（前期）
（１）　業務概要
ア 業務の目的
本業務は、本事業の対象施設について、ストックマネジメント実施方針に基づく 2-6 で実施する点検・調査結果を活用して修繕・改築計画を作成し、市が申請するストックマネジメント計画（第４期）に反映できる更新計画案作成を行うことを目的とする。
本成果については、各種計画へ反映することをふまえて取りまとめることとし、反映作業に必要な情報提供や調整を行う。
なお、業務概要は想定であり事業実施段階において市との協議により決定する。</td></tr>
<tr><td>P38　第３章.２－１４更新計画案作成業務（前期）
（3）提出図書
提出図書（成果物）の提出部数は、図表 27 に示すとおりとする。</td><td>P37　第３章.２－１４更新計画案作成業務（前期）
（3）提出図書
提出図書（成果物）の提出部数は、図表 24 に示すとおりとする。</td></tr>
</table>

新（令和８年 10 月 14 日改訂版）	旧（令和８年６月 22 日公表版）
図表 27　提出図書（成果物）	**図表 24　提出図書（成果物）**
P39　第３章.２－１５更新計画案作成業務（後期） （１）　業務概要 ア 業務の目的 本業務は、本事業の対象施設について、ストックマネジメント実施方針に基づく**2-4**で実施する点検・調査結果を活用して修繕・改築計画を作成し、市が作成するストックマネジメント計画（第５期）に反映できる更新計画案作成を行うことを目的とする。 市では、本事業の対象外の処理区の管路も含めて、ストックマネジメント計画（第５期）を策定するため、提出された提案すべての計画が反映されるものではない。 また、市が策定するストックマネジメント計画（第５期）と整合を図るように資料等の取りまとめ方法を協議すること。 なお、業務概要は想定であり事業実施段階において市との協議により決定する。	P37　第３章.２－１５更新計画案作成業務（後期） （１）　業務概要 ア 業務の目的 本業務は、本事業の対象施設について、ストックマネジメント実施方針に基づく**2-6**で実施する点検・調査結果を活用して修繕・改築計画を作成し、市が作成するストックマネジメント計画（第５期）に反映できる更新計画案作成を行うことを目的とする。 市では、本事業の対象外の処理区の管路も含めて、ストックマネジメント計画（第５期）を策定するため、提出された提案すべての計画が反映されるものではない。 また、市が策定するストックマネジメント計画（第５期）と整合を図るように資料等の取りまとめ方法を協議すること。 なお、業務概要は想定であり事業実施段階において市との協議により決定する。
P40　第３章.２－１６詳細設計業務 **（2）設計の基準** 工事の実施に際しては、土木工事標準積算基準書及び下水道用設計標準歩掛表等（以下、基準等）に準拠し、積算を行うこと。基準等に記載がない歩掛を用いる場合は、**対象箇所を明示し、**対応方法を市と協議すること。	P38　第３章.２－１６詳細設計業務 **（2）設計の基準** 工事の実施に際しては、土木工事標準積算基準書及び下水道用設計標準歩掛表等（以下、基準等）に準拠し、積算を行うこと。基準等に記載がない歩掛を用いる場合は、対応方法を市と協議すること。
P43　第３章.２－１９見学等対応業務 **下水処理場における見学希望者の施設案内及び下水処理場内ロケ撮影等を**市と協力して行うものとする。**市は希望者の受付け対応を行う。事業者は見学者への説明及びロケ撮影現場の管理を行うこと。**	P42　第３章.２－１９見学等対応業務 **下水処理場見学時の処理工程等の施設内の案内**を市と協力して行うものとする。
P44　第３章.３－２管路業務のスケジュール 図表 **28** 管路業務のスケジュール	P43　第３章.３－２管路業務のスケジュール 図表 **25** 管路業務のスケジュール
P45　第３章.３－３、３－４ **図表 29　点検・調査・清掃業務数量** ・・・ **３－４ 住民対応業務** 事業者は、市が受け付けた住民からの要望等の対応を行い、結果を速やかに報告すること。 要望等処理業務の数量は、過年度の実績を踏まえた数量である。	P43　第３章.３－３、３－４ **図表 26　点検・調査・清掃業務数量** ・・・ **３－４ 住民対応業務** 事業者は、市が受け付けた住民からの要望等の対応を行い、結果を速やかに報告すること。 要望等処理業務の数量は、過年度の実績を踏まえた数量である。

新（令和 8 年 10 月 14 日改訂版）	旧（令和 8 年 6 月 22 日公表版）
図表 **30**　要望等処理業務数量	**図表 27　要望等処理業務数量**
P45 第 3 章.3－6 修繕業務 **（2）設定金額** 緊急修繕の上限額は目安である。上限額を超過し、なお緊急修繕が必要な場合は、市と協議すること。令和 10 年度の年度上限は図表のとおりとし、令和 11 年度以降の年度上限は、事業契約書等に定める物価変動の規定に応じて変更することとする。 **図表 31　年度別修繕の上限金額**	P44 第 3 章.3－6 修繕業務 **（2）設定金額** 緊急修繕の上限額は目安である。上限額を超過し、なお緊急修繕が必要な場合は、市と協議すること。令和 10 年度の年度上限は図表 **28** のとおりとし、令和 11 年度以降の年度上限は、事業契約書等に定める物価変動の規定に応じて変更することとする。 **図表 28　年度別修繕の上限金額**
P46 第 3 章.3－7 ストックマネジメント計画および排水路長寿命化計画に基づく調査業務 **（3）提出図書** 提出図書（成果物）の提出部数は、図表 **32** に示すとおりとする。 図表 **32**　提出図書（成果物）	P45 第 3 章.3－7 ストックマネジメント計画および排水路長寿命化計画に基づく調査業務 **（3）提出図書** 提出図書（成果物）の提出部数は、図表 **29** に示すとおりとする。 図表 **29**　提出図書（成果物）
P46 第 3 章.3－8 更新計画案作成業務（前期） **（3）提出図書** 提出図書（成果物）の提出部数は、図表 **33** に示すとおりとする。 図表 **33**　提出図書（成果物）	P47 第 3 章.3－8 更新計画案作成業務（前期） **（3）提出図書** 提出図書（成果物）の提出部数は、図表 **30** に示すとおりとする。 図表 **30**　提出図書（成果物）
P48 第 3 章.3－9 更新計画案作成業務（排水路の更新計画案作成） **（3）提出図書** 提出図書（成果物）の提出部数は、図表 **34** に示すとおりとする。 図表 **34**　提出図書（成果物）	P49 第 3 章.3－9 更新計画案作成業務（排水路の更新計画案作成） **（3）提出図書** 提出図書（成果物）の提出部数は、図表 **31** に示すとおりとする。 図表 **31**　提出図書（成果物）

実施方針

新（令和８年 10 月 14 日改訂版）	旧（令和８年６月 22 日公表版）
表紙 船橋市下水道施設包括的民間委託 実施方針 令和８年１０月 船橋市	表紙 船橋市下水道施設包括的民間委託**（仮称）** 実施方針**（案）** 令和８年**６**月 船橋市
P1 第 1.1 （1）事業の名称 （1）事業の名称 船橋市下水道施設包括的民間委託	P1 第 1.1 （1）事業の名称 （1）事業の名称 船橋市下水道施設包括的民間委託**（仮称）**
P1 第 1.1 （2） 管路施設は、他の地区にまたがる幹線も存在する。責任範囲を明確化するため、高瀬処理区合流地区のうち、本事業の対象となる範囲を**別紙２**に示す。	P1 第 1.1 （2） 管路施設は、他の地区にまたがる幹線も存在する。責任範囲を明確化する**為**、高瀬処理区合流地区のうち、本事業の対象となる範囲を**図 1-2**に示す。
P2 第 1.1 （2） （削除）	P2 第 1.1 （2）  ※凡例は、以下のとおり。 ・ 緑：高瀬処理区合流地区（谷津地区） ・ 赤：谷津幹線の対象範囲（線の終点はいずれも人孔） 図 1-2 他地区にまたがる幹線の対象範囲
P2 第 1.1 (5) （5）事業方式 本事業は、**民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成**	P3 第 1.1 (5) （5）事業方式 本事業は、**PFI 法**に基づくものであり、事業方式は、管理･更新一体マネジメント

<table>
<tr><th>新（令和 8 年 10 月 14 日改訂版）</th><th>旧（令和 8 年 6 月 22 日公表版）</th></tr>
<tr><td><u>11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）</u>に基づくものであり、事業方式は、管理・更新一体マネジメント方式（更新実施型）を予定している。</td><td>方式（更新実施型）を予定している。</td></tr>
<tr><td>P3 第 1. 1 表 1-1 内　対象業務
<table>
<tr><th>対象施設</th><th>対象業務</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>高瀬下水処理場</td><td>運転操作・監視・管理</td><td></td></tr>
<tr><td>宮本ポンプ場
高瀬幹線ゲート</td><td>保守点検・調査</td><td>設備機器（機械、電気、計装、建築附帯等）、各棟（建築、土木）自家用電気工作物、各種法定点検、電気主任技術者等の法定資格者の配置</td></tr>
<tr><td></td><td>エネルギー管理及び温室効果ガス排出量管理</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>測定・試験・分析</td><td>水質、汚泥、ばい煙、放射性・有害物質等</td></tr>
<tr><td></td><td>環境対策</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>ユーティリティ調達</td><td>水道、ガス、燃料、薬品、消耗品等
※電気は除く</td></tr>
<tr><td></td><td>汚泥廃棄物運搬処分</td><td>運搬・処分業者との契約及び支払い業務は除く</td></tr>
<tr><td></td><td>緊急・災害対応</td><td>マンホールポンプ場の運転応援協力を含む</td></tr>
<tr><td></td><td>修繕（定期・緊急）</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>維持管理</td><td>植栽管理、除草、建物・処理水槽の清掃等、統括防火・防災管理者（上部運動広場（タカスポ）を含む）等の法定資格者の配置</td></tr>
<tr><td></td><td>更新計画案作成</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>詳細設計</td><td>提出資料については会計検査を想定して市が指定する積算基準に基づき積算を行い、数量計算書、工法検討に関する資料、その他市が指定する書類の提出を求めることを予定</td></tr>
<tr><td></td><td>改築</td><td>現時点では高瀬下水処理場のみ</td></tr>
<tr><td></td><td>工事監理</td><td>現時点では高瀬下水処理場のみ</td></tr>
<tr><td></td><td>見学・ロケ撮影対応</td><td>高瀬下水処理場のみ</td></tr>
<tr><td></td><td>台帳管理</td><td>既存の施設台帳システムへの入力</td></tr>
</table></td><td>P4 第 1. 1 表 1-1 内　対象業務
<table>
<tr><th>対象施設</th><th>対象業務</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>高瀬下水処理場</td><td>運転操作・監視・監理</td><td></td></tr>
<tr><td>宮本ポンプ場
高瀬幹線ゲート</td><td>保守点検・調査</td><td>設備機器（機械、電気、計装、建築附帯等）、各棟（建築、土木）自家用電気工作物、各種法定点検、電気主任技術者等の法定資格者の配置</td></tr>
<tr><td></td><td>エネルギー管理及び温室効果ガス</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>測定・試験・分析</td><td>水質、汚泥、ばい煙、放射性・有害物質等</td></tr>
<tr><td></td><td>環境対策</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>ユーティリティ調達</td><td>水道料金、ガス料金、燃料、薬品、消耗品等
※電力は除く</td></tr>
<tr><td></td><td>汚泥廃棄物運搬処分</td><td>運搬・処分業者との契約及び支払い業務は除く</td></tr>
<tr><td></td><td>緊急・災害対応</td><td>マンホールポンプ場の運転応援協力を含む</td></tr>
<tr><td></td><td>修繕（定期・緊急・その他）</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>維持管理</td><td>植栽管理、除草、建物・処理水槽の清掃等、統括防火・防災管理者（上部運動広場（タカスポ）を含む）等の法定資格者の配置</td></tr>
<tr><td></td><td>更新計画案作成</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>詳細設計</td><td>提出資料については会計検査を想定して市が指定する積算基準に基づき積算を行い、数量計算書、工法検討に関する資料、その他市が指定する書類の提出を求めることを予定</td></tr>
<tr><td></td><td>改築</td><td>高瀬下水処理場のみ</td></tr>
<tr><td></td><td>工事監理</td><td>高瀬下水処理場のみ</td></tr>
<tr><td></td><td>見学・ロケ撮影対応</td><td>高瀬下水処理場のみ</td></tr>
<tr><td></td><td>台帳管理</td><td>既存の施設台帳システムへの入力</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

新（令和 8 年 10 月 14 日改訂版）

P3-4　第 1.1 表 1-1 内　対象業務

対象施設	対象業務	備考
管路施設（公下） 管路施設（排水管）	保守点検・調査	
	清掃	
	住民対応	問い合わせ対応は市が実施
	事故・**緊急**対応	
	修繕	
	汚泥、草等廃棄物運搬	
	台帳管理	台帳システムへの入力データの提出
	災害対応	
	更新計画案作成	
	詳細設計	提出資料については会計検査を想定して市が指定する積算基準に基づき積算を行い、数量計算書、工法検討に関する資料、その他市が指定する書類の提出を求めることを予定
	改築	
	工事監理	
管路施設（その他）	保守点検・調査	
	維持管理	
	清掃	
	住民対応	
	事故・**緊急**対応	
	汚泥、草等廃棄物運搬	
	災害対応	

P4　第 1.1 表 1-1 内　備考

対象施設	対象業務	備考
その他	統括管理	
	維持管理	下水道用地の**除草、表面清掃等の維持管理**

旧（令和 8 年 6 月 22 日公表版）

P4-5　第 1.1 表 1-1 内　対象業務

対象施設	対象業務	備考
管路施設（公下） 管路施設（排水管）	保守点検・調査	
	清掃	
	住民対応	問い合わせ対応は市が実施
	事故対応	
	修繕	
	汚泥、草等廃棄物運搬	
	台帳管理	台帳システムへの入力データの提出
	緊急・災害対応	
	更新計画案作成	
	詳細設計	提出資料については会計検査を想定して市が指定する積算基準に基づき積算を行い、数量計算書、工法検討に関する資料、その他市が指定する書類の提出を求めることを予定
	改築	
	工事監理	
管路施設（その他）	保守点検・調査	
	維持管理	
	清掃	
	住民対応	
	事故対応	
	汚泥、草等廃棄物運搬	
	緊急・災害対応	

P5　第 1.1　表 1-1 内　備考

対象施設	対象業務	備考
その他	統括管理	
	維持管理	下水道用地の**管理等**
	交付金・補助金申請の補	

<table>
<tr><th>新（令和 8 年 10 月 14 日改訂版）</th><th>旧（令和 8 年 6 月 22 日公表版）</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td></td><td>交付金・補助金申請の補助</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>市の計画策定・見直し業務の補助</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>会計検査対応の補助</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>市との共同での<u>研修</u>や災害対応訓練、研究協力</td><td></td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td></td><td>助</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>会計検査対応の補助</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>市の計画策定・見直し業務の補助</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>市との共同での<u>研究</u>や災害対応訓練</td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>P4-5 第 1.1（6）②③
② 附帯事業
附帯事業とは、義務事業として設定した対象業務に追加し、義務事業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。<u>このうち、環境負荷低減に資する取組として、市は、カーボンニュートラル地域モデル処理場計画（令和 4 年度国土交通省）策定に向けた提案を求めている。</u>
市が・・・提案は必須ではない。
市は、・・・事業者の附帯事業実施義務を定めることとする。

③ 任意事業
任意事業とは、・・・独立採算の事業のことをいう。
市が優先交渉権者を選定するにあたって、応募者は任意事業を提案することができ、事業期間中においても、事業者は任意事業を提案することができる。<u>このうち、環境負荷低減に資する取組として、市は、カーボンニュートラル地域モデル処理場計画（令和 4 年度国土交通省）策定に向けた提案を求めている。</u>
ただし、任意事業の提案は必須ではなく、事業期間中に提案し、新たに実施する場合においては事前に市の承諾を必要とする。
事業者は・・・本事業に影響を与えた場合の損害等はすべて事業者の責によるものとする。</td><td>P5-6 第 1.1（6）②③
④ 附帯事業
附帯事業とは、義務事業として設定した対象業務に追加し、義務事業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。
市が・・・提案は必須ではない。
市は、・・・事業者の附帯事業実施義務を定めることとする。

⑤ 任意事業
任意事業とは、・・・独立採算の事業のことをいう。
市が優先交渉権者を選定するにあたって、応募者は任意事業を提案することができ、事業期間中においても、事業者は任意事業を提案することができる。
ただし、任意事業の提案は必須ではなく、事業期間中に提案し、新たに実施する場合においては事前に市の承諾を必要とする。
事業者は・・・本事業に影響を与えた場合の損害等はすべて事業者の責によるものとする。</td></tr>
<tr><td>P5 第 1.1（7）
（7）事業期間
本事業は令和 10 年 4 月 1 日から令和 20 年 3 月 31 日までの 10 年間<u>とする</u>。</td><td>P6 第 1.1（7）
（7）事業期間
本事業<u>開始日</u>は令和 10 年 4 月 1 日から令和 20 年 3 月 31 日までの 10 年間を<u>予定している</u>。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>新（令和 8 年 10 月 14 日改訂版）</th><th>旧（令和 8 年 6 月 22 日公表版）</th></tr>
<tr><td>P6 第 1.1（7）表 1-2 内スケジュール（予定）
<table><tr><th>スケジュール（予定）</th><th>内容</th></tr><tr><td>令和 9 年度第 <u>3</u> 四半期</td><td>基本協定締結</td></tr></table></td><td>P6 第 1.1（7）表 1-2 内スケジュール（予定）
<table><tr><th>スケジュール（予定）</th><th>内容</th></tr><tr><td>令和 9 年度第 <u>4</u> 四半期</td><td>基本協定締結</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>P7 第 1.1（10）
⑤　事業期間終了時の取扱い
<u>事業者は、事業期間内に改築工事を完了できるように対応することとし、令和 17 年度に 18 年度及び令和 19 年度に行う改築の内容をあらかじめ市と協議すること。</u>
<u>市と協議したうえで実施した改築工事が事業期間を超過する場合は、事業期間終了時点での出来高に応じたサービス対価を支払うものとする。</u></td><td>P7 第 1.1（10）</td></tr>
<tr><td>P7 第 1.1（12）表 1-3
<table><tr><th colspan="2">項目</th><th>内容</th></tr><tr><td rowspan="4">維持管理</td><td>計画的維持管理</td><td>運転操作・監視・管理、保守点検・調査、測定・試験・分析、環境対策、ユーティリティ調達、汚泥・草等廃棄物運搬処分、修繕（定期・緊急）、施設・管路施設・用地の維持管理（植栽管理、除草、清掃等）、エネルギー消費設備及び温室効果ガス設備の維持管理・監視、台帳管理等</td></tr><tr><td>住民対応等</td><td>事故<u>・緊急</u>対応、見学・ロケ撮影対応等</td></tr><tr><td>維持管理計画支援</td><td>市の計画策定・見直し業務の補助等</td></tr><tr><td>その他関連業務</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">改築</td><td>改築計画支援</td><td>更新計画案作成</td></tr><tr><td>詳細設計</td><td></td></tr><tr><td>工事、工事<u>監理</u></td><td></td></tr><tr><td>その他関連事項</td><td></td></tr></table></td><td>P8 第 1.1（12）表 1-3
<table><tr><th colspan="2">項目</th><th>内容</th></tr><tr><td rowspan="4">維持管理</td><td>計画的維持管理</td><td>運転操作・監視・管理、保守点検・調査、測定・試験・分析、環境対策、ユーティリティ調達、汚泥・草等廃棄物運搬処分、修繕（定期・緊急<u>・その他</u>）、施設・管路施設・用地の維持管理（植栽管理、除草、清掃等）、エネルギー消費設備及び温室効果ガス設備の維持管理・監視、台帳管理等</td></tr><tr><td>住民対応等</td><td><u>緊急・災害対応</u>、事故対応、見学・ロケ撮影対応等</td></tr><tr><td>維持管理計画支援</td><td>市の計画策定・見直し業務の補助等</td></tr><tr><td>その他関連業務</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">改築</td><td>改築計画支援</td><td>更新計画案作成</td></tr><tr><td>詳細設計</td><td></td></tr><tr><td>工事、工事<u>監督</u></td><td></td></tr><tr><td>その他関連事項</td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td>P10 第 2 事業者の募集及び選定に関する事項（2）参加資格要件
①　令和 8/9 年度船橋市入札参加有資格名簿への登録について、応募グループを構成する企業は次の（ア）から<u>（カ）</u>までの要件を満たすこと。</td><td>P11 第 2 事業者の募集及び選定に関する事項（2）参加資格要件
①　令和 8/9 年度船橋市入札参加有資格名簿への登録について、応募グループを構成する企業は次の（ア）から<u>（キ）</u>までの要件を満たすこと。</td></tr>
<tr><td>P11 第 2 事業者の募集及び選定に関する事項（2）参加資格要件
（エ）土木工事を担当する企業は、令和 8・9 年度船橋市建設工事入札参加有資格者名</td><td>P11 第 2 事業者の募集及び選定に関する事項（2）参加資格要件
（エ）土木工事を担当する企業は、令和 8・9 年度船橋市建設工事入札参加有資格者</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>新（令和８年 10 月 14 日改訂版）</th><th>旧（令和８年６月 22 日公表版）</th></tr>
<tr><td>簿の業種「土木一式工事」に登録されていること。
（削除）
（オ）運営・維持管理業務を・・・
（カ）そのほかの業務を・・・</td><td>名簿の業種「土木一式工事」に登録されていること。
（オ）建築工事を担当する企業は、令和 ８・９ 年度船橋市建設工事入札参加有資格者名簿の業種「建築一式工事」に登録されていること。
（カ）運営・維持管理業務を・・・
（キ）そのほかの業務を・・・</td></tr>
<tr><td>P11 第３募集に関する留意事項表 2-1
船橋市入札参加有資格者市内業者等認定基準
（定義）
第２条
市内業者とは、常時契約を締結する事務所として船橋市内に本店または本社（以下「本店等」という。）を有している業者で、以下の条件を満たす業者をいう。
(1) 建設工事の登録業者については、本店等が建設業法（昭和２４年５月２４日法律第１００号）の規定により、許可を受けた主たる営業所となっている業者
(2) 測量等コンサルの登録業者については、本店等を有している（商業登記上の本店所在地が船橋市内であること）業者
（削除）</td><td>P12 第３募集に関する留意事項表 2-1
船橋市入札参加有資格者市内業者等認定基準
（定義）
第２条
市内業者とは、常時契約を締結する事務所として船橋市内に本店または本社（以下「本店等」という。）を有している業者で、以下の条件を満たす業者をいう。
(1) 建設工事の登録業者については、本店等が建設業法（昭和２４年５月２４日法律第１００号）の規定により、許可を受けた主たる営業所となっている業者
(2) 測量等コンサルの登録業者については、本店等を有している（商業登記上の本店所在地が船橋市内であること）業者
２市内に支店を有する業者とは、常時契約を締結する事務所として船橋市内に支店、支社または営業所等（以下「支店等」という。）を有している業者をいう。
３前２項に規定する常時契約を締結する事務所とは、契約の見積、入札、契約の締結、契約の履行等、契約行為における実体的な事務を行う事務所をいう。</td></tr>
<tr><td>P12 第３表 3-1 内予定時期<table><tr><th>予定時期</th><th>内容</th></tr><tr><td>令和８年度第１四半期</td><td>実施方針（案）、要求水準書（案）の公表</td></tr><tr><td>令和８年度第２四半期</td><td>実施方針、要求水準書（案）の公表</td></tr><tr><td>令和８年度第４四半期</td><td>特定事業の選定・公表</td></tr><tr><td>令和８年度第４四半期</td><td>募集要項等の公表</td></tr><tr><td>令和９年度第３四半期</td><td>基本協定締結</td></tr></table></td><td>P13 第３表 3-1 内予定時期<table><tr><th>予定時期</th><th>内容</th></tr><tr><td>令和８年度第１四半期</td><td>実施方針（案）、要求水準書（案）の公表</td></tr><tr><td>令和８年度第２四半期</td><td>実施方針、要求水準書の公表</td></tr><tr><td>令和８年度第４四半期</td><td>特定事業の選定・公表</td></tr><tr><td>令和８年度第４四半期</td><td>募集要項等の公表</td></tr><tr><td>令和８年度第４四半期</td><td>基本協定締結</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>p.12-14 第３募集及び選定スケジュール
（削除）
１委員会の設定について
市は、優先交渉権者の選定にあたり、・・・予定である。
事業者選定委員会の委員は以下のとおりである。なお、本事業に応募しようとする者やそれと同一と判断される団体等が、本事業の内容に関して情報を得るため、委員に対して、直接、・・・本事業の応募参加資格を失う。
表 3-2 事業者選定委員会の委員一覧
・・・</td><td>p.13-16 第３募集及び選定スケジュール
１実施方針（案）・要求水準書（案）に係る説明会・現地見学会及び資料閲覧
（１） 実施方針（案）・要求水準書（案）に係る説明会・現地見学会
①日程及び実施場所
実施方針（案）・要求水準書（案）に係る説明会・現地見学会は、本実施方針（案）及び要求水準書（案）の公表とあわせて実施する。
詳細は、市ホームページで確認すること。
ttps://www.city.funabashi.lg.jp/machi/gesui/001/p147573.html</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>新（令和８年 10 月 14 日改訂版）</th><th>旧（令和８年６月 22 日公表版）</th></tr>
<tr><td>2 提案書の提出
　参加資格があるとされた・・・
3 優先交渉権者の決定
　事業者選定委員会は・・・
4 契約手続き
本事業における・・・</td><td>
表３－２実施方針（案）・要求水準書（案）に係る説明会・現地見学会の日程と実施場所
<table>
<tr><th>項目</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>日程</td><td>令和８年６月３０日（火）</td></tr>
<tr><td>実施場所</td><td>高瀬下水処理場３階大会議室</td></tr>
<tr><td>申込方法</td><td>様式１－１を「第９３(１)連絡先」の連絡先まで電子メールにて提出</td></tr>
<tr><td>受付期限</td><td>令和８年６月２６日（金）午後５時まで</td></tr>
</table>
②申込方法

実施方針（案）・要求水準書（案）に係る説明会・現地見学会への参加を希望する場合は、受付期限までに様式１－１を「第９３(１)連絡先」の連絡先まで電子メールにて提出すること。市が参加申込書を受信し、参加を受け付けた際は、電子メールで受付完了の返信を行う。

・　受付期限：令和８年６月２６日（金）午後５時まで

（２）　資料閲覧

①日程及び実施場所

資料閲覧は、本実施方針（案）の公表とあわせて実施する予定である。

表３　３資料閲覧の日程と実施場所
<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th>内容</th></tr>
<tr><td colspan="2">日程</td><td>令和８年７月１日（水）～７月７日（火）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実施場所</td><td>下水道河川管理課</td><td>船橋市役所本庁舎５階 503 会議室
（船橋市湊町 2-10-25）</td></tr>
<tr><td>下水道施設課</td><td>高瀬下水処理場
（船橋市高瀬町 56 番地）</td></tr>
<tr><td>閲覧資料</td><td>下水道河川管理課</td><td>1.　第 2 期/第 3 期ストックマネジメント計画書
2.　上下水道耐震化計画、総合地震対策計画
3.　実施設計報告書※
4.　TV カメラ調査報告書
5.　日報
6.　修繕履歴（清掃、除草履歴）
7.　竣工図
※実施設計報告書の図面、概算工事費、数</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

新（令和８年 10 月 14 日改訂版）	旧（令和８年６月 22 日公表版）

		量、構造計算については、ウォーターPPP 対象範囲のみ開示
	下水道施設課	1. 第２期ストックマネジメント計画書 2. 総合地震対策計画 3. 年報、月報（過去５か年程度） 4. 日報（過去１か年程度） 5. 工事履歴 6. 委託・修繕履歴（過去５か年程度） 7. 工事竣工図 8. 委託・修繕業務報告書（過去１か年程度）

②申込方法

資料閲覧を希望する場合は、受付期限までに様式１－２を「第９３(１)連絡先」の連絡先まで電子メールにて提出すること。市が閲覧申込書を受信し、閲覧日時が確定した段階で受付完了の返信を行う。

なお、受付期限は以下に示す通りであるが、先着順で申し込みを受け付けるため、希望する閲覧日程に添えない可能性があることを留意すること。受付期限：令和８年７月３日（金）１７：００まで

2.実施方針（案）・要求水準書（案）等に関する質問の提出

（１） 受付期間

令和８年７月１０日（金）まで

（２） 提出方法

実施方針（案）や要求水準書（案）に関して意見又は質問がある場合には、内容を簡潔にまとめ、様式２に記入の上、「第９３(１)連絡先」に記載した連絡先まで電子メールにて提出すること。形式は以下のとおりとする。形式は以下のとおりとする。

- 提出ファイル形式：MicrosoftExcel
- ファイル名：様式 2_質問書_○○（○○は提出者所属名）
- メール件名：船橋市下水道施設包括的民間委託（仮称）質問書_○○（○○は提出者所属名）
- メール本文に記載する内容：
 - 提出者の氏名
 - 所属
 - 主たる業務領域（以下の選択肢から記載）
 ① 管路施設・維持管理

新（令和 8 年 10 月 14 日改訂版）	旧（令和 8 年 6 月 22 日公表版）
	② 管路施設・改築 ③ 処理場・ポンプ場・維持管理 ④ 処理場・ポンプ場・改築 ⑤ コンサルタント ⑥ 統括管理 ⑦ その他 ・ 所在地 ・ 電話 ・ メールアドレス 市が質問書を受信したときは、電子メールにより受信確認の通知を送付する。 質問又は意見を公表された場合に提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがある内容が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。 なお、現地説明・見学会当日や、質問書にてあげられた質問については、後日ホームページや現地説明・見学会参加者に対する電子メールの送付で公表します。ただし、公表にあたっては、企業名等が特定されない形とする。 **3 委員会の設定について** 市は、優先交渉権者の選定にあたり、・・・予定である。 事業者選定委員会の委員は以下のとおりである。なお、本事業に応募しようとする者やそれと同一と判断される団体等が、本事業の内容に関して情報を得る為、委員に対して、直接、・・・本事業の応募参加資格を失う。 表 3-4 事業者選定委員会の委員一覧 ・・・ 4 提案書の提出 参加資格があるとされた・・・ 5 優先交渉権者の決定 事業者選定委員会は・・・ 6 契約手続き 本事業における・・・
P13 第 3.4（2） （2）SPC の設立 優先交渉権者又は・・・商業登記簿謄本を市に提出しなければならない。 応募グループを構成するすべての構成員は SPC に対して出資することを要し、代表企業の出資比率は全出資者の中で最大でなければならない。なお、応募グループを構成する企業以外による出資はできないものとする。 応募グループの構成企業は・・・	P16 第 3.6（2） （2）SPC の設立 優先交渉権者又は・・・商業登記簿謄本を市に提出しなければならない。 応募グループを構成するすべての構成員は SPC に対して出資することを要し、代表企業の出資比率は全出資者の中で最大でなければならない。なお、選定事業者以外による出資はできないものとする。 応募グループの構成企業は・・・

新（令和 8 年 10 月 14 日改訂版）	旧（令和 8 年 6 月 22 日公表版）
P14 第 3.4（4） (4)事業契約の締結 市と SPC は、事業契約書（案）の内容に従い、速やかに事業契約を締結する。**なお、事業契約書（案）は追って公表予定である、**	P17 第 3.6（4） (4)事業契約の締結 市と SPC は、事業契約書（案）の内容に従い、速やかに事業契約を締結する。
P15 第 4.1 1 リスク分担の基本的考え方 本事業における責任分担の考え方は、・・・基本的な考え方とする。 事業者が担当する業務については、事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクは、原則として、リスクを生じた原因者が当該リスクを負担するものとする。リスク分担表は別紙 1 のとおり**とする。**	P18 第 4.1 1 リスク分担の基本的考え方 本事業における責任分担の考え方は、・・・基本的な考え方とする。 事業者が担当する業務については、事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクは、原則として、リスクを生じた原因者が当該リスクを負担するものとする。リスク分担表は別紙 1 のとおり。
P16 第 4.4 検査 4.検査 **（1）**更新計画案作成・詳細設計業務 事業者は、ストックマネジメント計画（第 4 期、第 5 期）に反映できる更新計画案の作成や詳細設計の内容について適宜、市と協議を行うとともに完了時に市が指定する書類を提出し、市の検査を受ける。 **なお、市の検査はモニタリングの中で実施する予定である。** **（2）**改築工事 事業者は、週間・月間工事工程表を作成し、工事施工**及び**工事監理の状況**を定期的に市へ**報告を行うこと。 また、市が要請した時は、工事施工の事前説明及び事後報告を行うとともに、市はいつでも工事現場での施工状況の確認を行うことができる。 **事業者は、工事完了時に自ら検査を行い、市が指定する施工記録及び検査結果等を提出の上、市の検査を受けること。** **（3）**各施設の業務 事業者は、定期的に業務の実施状況の報告を行う。 なお、修繕や点検実施時には、**市との協議により、必要に応じて**市の検査を受ける。 **なお、市の検査はモニタリングの中で実施する予定である。**	P19 第 4. 3（4）検査 4.検査 **1.** 更新計画案作成・詳細設計業務 事業者は、ストックマネジメント計画（第 4 期、第 5 期）に反映できる更新計画案の作成や詳細設計の内容について適宜、市と協議を行うとともに完了時に市が指定する書類を提出し、市の検査を受ける。 **2.** 改築工事 事業者は、週間・月間工事工程表を作成し、**定期的に**工事施工**、**工事監理の状況**について**報告を行うこと。 また、市が要請した時は、工事施工の事前説明及び事後報告を行うとともに、市はいつでも工事現場での施工状況の確認を行うことができる。 **なお、検査時には、市の指定する施工記録等を用意すること。** **3.** 各施設の業務 事業者は、定期的に業務の実施状況の報告を行う。 なお、修繕や点検実施時には、市の検査を受ける。

<table>
<tr><th>新（令和 8 年 10 月 14 日改訂版）</th><th>旧（令和 8 年 6 月 22 日公表版）</th></tr>
<tr><td>P17 第 5.1
1 対象処理区
本事業の対象処理区及び施設の概要は、以下のとおりである。
なお、下水道用地については、別紙 2 <u>下水道用地（宮本地区）及び下水道用地（谷津地区）</u> を参照すること。</td><td>P21 第 5.1
1 対象処理区
本事業の対象処理区及び施設の概要は、以下のとおりである。
なお、下水道用地については、別紙 2 を参照すること。</td></tr>
<tr><td>P17 第 5.1 表 5-1 内普及率<table>
<tr><td rowspan="3">事業計画</td><td>処理面積（うち合流）</td><td>2,350ha（339ha）</td></tr>
<tr><td>処理人口（うち合流）</td><td>296,818 人（48,905 人）</td></tr>
<tr><td>汚水量</td><td>140, 411 ㎥/日</td></tr>
<tr><td colspan="2">供用開始年度</td><td>平成 11 年度</td></tr>
<tr><td colspan="2">普及率（整備人口/行政区域内人口）</td><td>9<u>2.2</u>%</td></tr>
</table></td><td>P20 第 5.1 表 5-1 内普及率<table>
<tr><td rowspan="3">事業計画</td><td>処理面積（うち合流）</td><td>2,350ha（339ha）</td></tr>
<tr><td>処理人口（うち合流）</td><td>296,818 人（48,905 人）</td></tr>
<tr><td>汚水量</td><td>140, 411 ㎥/日</td></tr>
<tr><td colspan="2">供用開始年度</td><td>平成 11 年度</td></tr>
<tr><td colspan="2">普及率（整備人口/行政区域内人口）</td><td>9<u>1.5</u>%</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>P18 第 5.2 表 5-4 内<table>
<tr><th colspan="2">対象施設</th><th>数量</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>管路施設</td><td>調整池<u>等</u></td><td><u>3</u> 箇所</td><td><u>調整池</u> <u>139.03m2124.40m3</u>
<u>貯留槽</u> <u>744.55m2124.40m3</u>
<u>浸透槽</u> <u>13.63m29.6m3</u></td></tr>
</table></td><td>P21 第 5.2 表 5-4 内<table>
<tr><th colspan="2">対象施設</th><th>数量</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>管路施設</td><td>調整池</td><td><u>4</u> 箇所</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p.20 第 7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
（１）　事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合
・　事業者の提供するサービスが要求水準書（案）に示す要求水準を達成していないことが判明した場合、その他事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合は、市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善計画の提出及び実施を求めることができるものとする。また、事業者が当該期間内に改善することができなかった場合は、市は事業契約を解除することができるものとする。
・　事業者の財務状況が著しく悪化した場合等、その結果により事業契約に基づく本事業の継続的履行が困難と認められる場合は、市は事業契約を解除することができるものとする。
・　<u>第 7.1</u> 及び<u>第 7.2.</u>の規定により市が事業契約を解除した場合は、事業契約に定めるところに従い、市は事業者に対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができるものとする。
（２）　市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合
・　市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となっ</td><td>p.23 第 7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
（１）　事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合
<u>1.</u>　事業者の提供するサービスが要求水準書（案）に示す要求水準を達成していないことが判明した場合、その他事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合は、市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善計画の提出及び実施を求めることができるものとする。また、事業者が当該期間内に改善することができなかった場合は、市は事業契約を解除することができるものとする。
<u>2.</u>　事業者の財務状況が著しく悪化した場合等、その結果により事業契約に基づく本事業の継続的履行が困難と認められる場合は、市は事業契約を解除することができるものとする。
<u>3.</u>　<u>上記 1</u>.及び<u>2</u>.の規定により市が事業契約を解除した場合は、事業契約に定めるところに従い、市は事業者に対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができるものとする。
（２）　市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合
<u>1.</u>　市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となっ</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>新（令和 8 年 10 月 14 日改訂版）</th><th>旧（令和 8 年 6 月 22 日公表版）</th></tr>
<tr><td>
た場合は、事業者は事業契約を解除できるものとする。

・ 第 7.1 の規定により事業者が事業契約を解除した場合は、事業契約に定めるところに従い、事業者は市に対して、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

（３） いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合

・ 不可抗力その他市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行うものとする。

・ 一定の期間内に第 7.1 の協議が整わないときは、市は、事前に書面により相手方に通知することにより、事業契約を解除することができるものとする。

・ 第 7.2 の規定により市が事業契約を解除した場合の措置は、事業契約に定めるところに従うものとする。
</td><td>
た場合は、事業者は事業契約を解除できるものとする。

2. 上記 1. の規定により事業者が事業契約を解除した場合は、事業契約に定めるところに従い、事業者は市に対して、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

（３） いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合

1. 不可抗力その他市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行うものとする。

2. 一定の期間内に上記 1. の協議が整わないときは、市は、事前に書面により相手方に通知することにより、事業契約を解除することができるものとする。

3. 上記 2. の規定により市が事業契約を解除した場合の措置は、事業契約に定めるところに従うものとする。
</td></tr>
<tr><td>
P24 別紙 1 リスク分担表
<table>
<tr><th rowspan="2">項目</th><th rowspan="2">No</th><th rowspan="2">リスクの種類</th><th rowspan="2">リスクの内容</th><th colspan="2">負担者</th></tr>
<tr><th>発注者</th><th>受注者</th></tr>
<tr><td rowspan="3">共通</td><td>2</td><td rowspan="3">住民等の対応</td><td>行政サービスに係る住民等苦情･要望に関するもの等</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>3</td><td>上記に係る一次対応</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>4</td><td>受注者の業務実施に伴い生じた住民反対運動、訴訟</td><td></td><td>○</td></tr>
</table>
</td><td>
P27 別紙 1 リスク分担表
<table>
<tr><th rowspan="2">項目</th><th rowspan="2">No</th><th rowspan="2">リスクの種類</th><th rowspan="2">リスクの内容</th><th colspan="2">負担者</th></tr>
<tr><th>発注者</th><th>受注者</th></tr>
<tr><td rowspan="3">共通</td><td>2</td><td rowspan="3">住民等の対応</td><td>行政サービスに係る住民等苦情･要望に関するもの等</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>3</td><td>上記に係る一次対応及び上記以外のもの</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>4</td><td>受注者の業務実施に伴い生じた住民反対運動、訴訟</td><td></td><td>○</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>
P25 別紙 1 リスク分担表
<table>
<tr><th rowspan="2">項目</th><th rowspan="2">No</th><th rowspan="2">リスクの種類</th><th rowspan="2">リスクの内容</th><th colspan="2">負担者</th></tr>
<tr><th>発注者</th><th>受注者</th></tr>
<tr><td>建設</td><td>50</td><td>工事費増大リスク</td><td>受注者の責により工事費が増加した場合</td><td></td><td>○</td></tr>
</table>
</td><td>
P28 別紙 1 リスク分担表
<table>
<tr><th rowspan="2">項目</th><th rowspan="2">No</th><th rowspan="2">リスクの種類</th><th rowspan="2">リスクの内容</th><th colspan="2">負担者</th></tr>
<tr><th>発注者</th><th>受注者</th></tr>
<tr><td>建設</td><td>50</td><td>工事費増大リスク</td><td>受注者の責めにより工事費が増加した場合</td><td></td><td>○</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

新（令和 8 年 10 月 14 日改訂版）

P26 別紙 1 リスク分担表

項目	No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
				発注者	受注者
建設	53	**国庫**補助金交付不足	**国庫**補助金の要望額に対して、国からの交付額が相違し、内容の変更が必要な場合	○	○

旧（令和 8 年 6 月 22 日公表版）

P29 別紙 1 リスク分担表

項目	No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
				発注者	受注者
建設	53	**国**補助金交付不足	**国**補助金の要望額に対して、国からの交付額が相違し、内容の変更が必要な場合	○	○